

# 公益社団法人八戸市シルバー人材センター

## 役員報酬等及び費用に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人八戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。  
報酬とは明確に区分されるものとする

### (報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤の役員及び非常勤の役員の職務執行の対価として、次の報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤の役員 報酬及び賞与（理事長にあつては賞与を除く。）
- (2) 非常勤の役員 報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額を上限として、理事会が決定した額
  - (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額を上限として、理事会が決定した額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会出等、必要の都度、別表第3に定める額とする。ただし、同一日において二つ以上の会議等に出席した場合の報酬の額は一つの会議等の出席として算出した額を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月21日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日の前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)

(2) 賞与 毎年6月及び12月

2 非常勤の役員に対する報酬は、職務執行の日から10日以内に支給する。

ただし、非常勤の理事長に対する報酬の支給の時期は、月末締め翌月21日の支給とする。

3 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

ただし、本人から申し出があったときは、通貨をもって本人に支払うことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (報酬の額の日割計算)

第6条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日まで報酬を支給する。

3 月の途中に置いて就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

### (費用)

第7条 センターは、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表第4により定める額を支給する。

### (委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

### 附 則

この規程は、総会の決議のあった日(平成29年5月26日)から施行する。

別表第1（第4条関係）

常勤役員	報酬の上限額
理 事 長	月額 100,000 円
常 務 理 事	月額 288,500 円

別表第2（第4条関係）

6月の賞与の上限額：報酬の月額×2
12月の賞与の上限額：報酬の月額×2

別表第3（第4条関係）

非常勤役員	報 酬 額
理 事 長	日額 7,000 円
理 事	日額 5,000 円
監 事	日額 5,000 円

別表第4（第7条関係）

(1) 非常勤役員の管内職務に係る費用	： 役員の自宅からセンター又は職務執行場所までの公共交通機関の運賃相当額
(2) 役員 of 管外職務に係る費用	： 旅費規程に定める額
(3) その他の費用	： 実 費